平成２９年（フ）第３８８２号
大阪府八尾市刑部１丁目290番地　西側３番、前住所大阪府八尾市刑部１丁目290番地の23
債務者　竹本　若美
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９０６号
大阪市平野区加美東４丁目20番20―302号
債務者　宮里　郁美（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９５６号
大阪市住吉区長居１丁目５番31号　木本建設本社ビル　301号
債務者　菊本　　晃
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９９６号
大阪府守口市金田町３丁目43番６―505号、前住所大阪府寝屋川市高柳５丁目51番11―１号
債務者　加藤　成美
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５８号
岐阜県瑞穂市別府2017番地13　ラフェニーチェ　205号、前住所岐阜県揖斐郡大野町大字相羽1066番地119
債務者　松本　治喜
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３８号
熊本県玉名市永徳寺340番地４
債務者　嶋村　聖子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第３４８号
宮城県塩竈市白菊町４番34号
債務者　本田ますみ
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５８６号
仙台市太白区富沢３丁目９番27号　清水荘101、従前の住所仙台市太白区西多賀４丁目15番31号
債務者　武藤　峯吉
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４７号
宮城県白石市城南１丁目９番４－８号
債務者　斎藤　美樹
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第１９号
福島県相馬市沖ノ内３丁目５番地18　医療法人相馬中央病院内、住民票上の住所福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚707番地の３
債務者　長岡　　忍
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第１２７号
茨城県つくば市花畑３丁目19番地１　ディアス花畑Ｃ棟101号
債務者　増渕　彰洋
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１７号
茨城県取手市白山２丁目23番14号
債務者　飯野　雅子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
茨城県下妻市平沼76番地21、前住所茨城県筑西市下中山823番地
債務者　新井　真樹
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第７３７号
千葉県市原市白塚541番地２
債務者　平倉　裕司
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７６６号
千葉県船橋市南本町６番15号　ブレスト船橋壱番館206号
債務者　都築　四郎
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８３７号
千葉市花見川区検見川町１丁目669番地14　レジデンストミー201号
債務者　石橋　庸子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８５６号
千葉市花見川区千種町132番地２
債務者　木下　　愛
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係